

静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的環境の変化により影響を受けた地域経済の活性化及び市内の商業活動の周遊性又は再来訪率の向上を図るため、感染防止対策を講じたうえでエール静岡消費喚起事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) エール静岡消費喚起事業 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で実施する景品類の配布又は提供（以下「配布等」という。）をする事業であって、共通割引券等の配布にあつては構成員の共通割引券等による割引若しくは値引きに相当する額を負担する事業を、構成員の取引に付随して相手方に提供する物品（以下「物品」という。）の提供にあつては物品を抛出する事業をいい、その名称中に「エール静岡」を用いるものをいう。

(2) 景品類 次に掲げる要件の全てを満たす共通割引券等及び物品をいう。

ア 共通割引券等にあつては、取引価格の10パーセント以上30パーセント以下の割引又は10パーセント以上30パーセント以下に相当する額の値引きをするものであること。

イ 共通割引券等にあつては、割引又は値引き前の価格を不当に設定しないものであること。

ウ 物品にあつては、取引価格の10パーセント以上20パーセント以下に相当する額の物品であること。

エ 物品にあつては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するものでないこと。

オ 配布等に条件を付する場合にあつては、1,000円以上の取引に対し配布等をする等の公平な配布等がされるものであること。

(3) 商業グループ 次に掲げる要件の全てを満たす10人以上の構成員からなる団体（商店街団体を除く。）をいう。

ア 当該団体の構成員が、市の区域内において小売業、飲食業、生活関連サービス業等を営む者であること。

イ 当該団体の構成員が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)でないこと。

(4) 商店街団体 市内の商業者で組織された団体で、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 商店街事業協同組合

ウ 一定の地区内における主として中小小売商業者(中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第2条第2項の中小小売商業者をいう。)により組織された団体で市長が適当と認めるもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、商業グループ及び商店街団体で、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次に掲げる団体又は次に掲げる者が構成員である団体は、補助対象団体としない。

(1) 国、地方公共団体又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

(2) 政治団体及び宗教団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者

(4) 既に申請し、又は交付の決定を受けた補助対象団体の構成員がその構成員となる団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、エール静岡消費喚起事業であって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、市から他の補助金の交付を受ける場合は、補助事業としない。

(補助回数)

第5条 補助事業に係る一の補助対象団体に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 構成員の共通割引券等による割引若しくは値引きに相当する額を負担した費用又は物品の購入費(取引に付随して相手方に提供したものに限る。)

- (2) 広告宣伝費
 - (3) 給料
 - (4) 報償費
 - (5) 会場借上料
 - (6) 委託料
 - (7) 消耗品費
 - (8) 印刷製本費
 - (9) 使用料及び賃借料
 - (10) 原材料費
 - (11) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る備品購入費
 - (12) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る施設整備費
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、本市以外の者から補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける額に相当する部分の経費は、補助対象経費としない。
- (補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当額各号に定める額の合計額の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号の補助対象経費 補助対象経費に相当する額と補助対象団体の構成員の数に10万円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額(その額が300万円を超えるときは、300万円)
- (2) 前条第1項第2号から第12号までの補助対象経費 補助対象経費の3分の2に相当する額と補助対象団体の構成員の数に7万円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額(その額が200万円を超えるときは、200万円)

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体は、エール静岡消費喚起事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) エール静岡消費喚起事業企画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 構成員名簿(様式第4号)
- (5) 商業グループにあっては、その構成員が第2条第3号イに規定する要件を満たすことを

誓約する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、エール静岡消費喚起事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめエール静岡消費喚起事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) エール静岡消費喚起事業変更企画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（変更、中止又は廃止の承認）

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、エール静岡消費喚起事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、エール静岡消費喚起事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) エール静岡消費喚起事業効果報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類
- (4) 補助事業の実施状況が分かるポスター、景品類の見本、写真等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、エール静岡消費喚起事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書を市長へ提出しなければならない。

（概算払）

第16条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者が前項の規定により概算払を受けようとするときは、エール静岡消費喚起事業概算払請求書（様式第12号）に資金計画書（様式第13号）その他市長が必要があると認める書類を添付して、市長へ提出するものとする。

3 概算払により交付した補助金の額と第14条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第17条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、第8条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第13条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8条関係）

エール静岡消費喚起事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	
	名称	
申請者	代表者の氏名	印
	電話	

補助金の交付を受けたいので、静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- （1）エール静岡消費喚起事業企画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- （4）構成員名簿（様式第4号）
- （5）商業グループにあっては、その構成員が要綱第2条第3号イに規定する要件を満たすことを誓約する書類

様式第2号（第8条、第11条関係）

（表）

エール静岡消費喚起事業（変更）企画書

申請 団体 概要	団体の名称			
	代表者の氏名			
	団体の概要			
	設立年月日		構成員数	
事業名称				
事業実施期間		年 月 日～ 年 月 日		
実施場所				
総事業費				
事業目的				
広報計画				

様式第3号（第8条、第11条関係）

（変更）収支予算書

実施主体 _____

収入		支出	
エール静岡消費喚起 事業補助金			
自己負担			
計		計	

様式第4号（第8条関係）

構成員名簿

番号	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	連絡先
	店舗名	店舗所在地	業種の別
	実施している感染対策（複数選択）		
1			
	<input type="checkbox"/> 定期除菌 <input type="checkbox"/> 間隔を空けたレイアウト <input type="checkbox"/> パーテーション設置 <input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> 屋外利用 <input type="checkbox"/> マスク着用の奨励 <input type="checkbox"/> 手指消毒の奨励 <input type="checkbox"/> 検温の奨励 <input type="checkbox"/> テイクアウト・デリバリー等 その他()		
2			
	<input type="checkbox"/> 定期除菌 <input type="checkbox"/> 間隔を空けたレイアウト <input type="checkbox"/> パーテーション設置 <input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> 屋外利用 <input type="checkbox"/> マスク着用の奨励 <input type="checkbox"/> 手指消毒の奨励 <input type="checkbox"/> 検温の奨励 <input type="checkbox"/> テイクアウト・デリバリー等 その他()		
3			
	<input type="checkbox"/> 定期除菌 <input type="checkbox"/> 間隔を空けたレイアウト <input type="checkbox"/> パーテーション設置 <input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> 屋外利用 <input type="checkbox"/> マスク着用の奨励 <input type="checkbox"/> 手指消毒の奨励 <input type="checkbox"/> 検温の奨励 <input type="checkbox"/> テイクアウト・デリバリー等 その他()		
4			
	<input type="checkbox"/> 定期除菌 <input type="checkbox"/> 間隔を空けたレイアウト <input type="checkbox"/> パーテーション設置 <input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> 屋外利用 <input type="checkbox"/> マスク着用の奨励 <input type="checkbox"/> 手指消毒の奨励 <input type="checkbox"/> 検温の奨励 <input type="checkbox"/> テイクアウト・デリバリー等 その他()		

備考 記入欄が足りない場合は、必要に応じて行を追加してください。

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

エール静岡消費喚起事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

（1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（5）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第13条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第13条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第11条関係）

エール静岡消費喚起事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
申請者 代表者の氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費喚起事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第7号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

エール静岡消費喚起事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった消費喚起事業の変更（中止・廃止）については、静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第8号（第13条関係）

エール静岡消費喚起事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
報告者 代表者氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費喚起事業が完了した
ので、静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書
類を添えて報告します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付資料
 - （1）エール静岡消費喚起事業効果報告書（様式第9号）
 - （2）収支決算書（様式第10号）
 - （3）補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類
 - （4）補助事業の実施状況が分かるポスター、景品類の見本、写真等

様式第9号（第13条関係）

（表）

エール静岡消費喚起事業効果報告書

<p>実施内容</p>	<p>配布等をした景品類の数又は金額</p> <p>使用された共通割引券等の数又は金額（共通割引券等の場合に限る。）</p> <p>団体として実施した感染防止対策</p> <p><input type="checkbox"/>感染防止用品の配布 <input type="checkbox"/>感染防止対策している旨の統一表示</p> <p><input type="checkbox"/>利用客に向けた啓発 <input type="checkbox"/>構成員に対する感染防止対策の指導</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>	
<p>事業実施の効果</p> <p>（事業を実施したことによる効果や影響等の結果）</p>		
<p>（把握できたものについて、数値を記入してください。）</p>	<p>参加者数</p>	<p>人</p>
	<p>歩行者通行量</p>	
	<p>小売販売額</p>	
	<p>来店者数</p>	

(裏)

<p>全体的効果 (該当する項目にレ点 をし、効果に関する項 目の番号を○で囲んで ください。)</p>	<p>効果に関する項目</p> <table border="0"><tr><td>1 来街者数増加</td><td>2 小売販売額増加</td></tr><tr><td>3 来店者数増加</td><td>4 エリアの魅力の向上</td></tr><tr><td>5 エリアのPR・情報発信</td><td>6 エリアの認知度向上</td></tr><tr><td>7 3密防止意識の向上</td><td>8 感染防止対策の定着</td></tr><tr><td colspan="2">9 感染防止対策に取り組む店舗の増加</td></tr><tr><td colspan="2">10 エリアの経済活動の再活性化</td></tr><tr><td colspan="2">11 経済活動回復の機運の醸成</td></tr><tr><td colspan="2">12 その他 ()</td></tr></table> <hr/> <p><input type="checkbox"/>非常に効果があった。 <input type="checkbox"/>効果があった。 <input type="checkbox"/>少し効果があった。 <input type="checkbox"/>あまり効果が無かった。 <input type="checkbox"/>効果が無かった。</p>	1 来街者数増加	2 小売販売額増加	3 来店者数増加	4 エリアの魅力の向上	5 エリアのPR・情報発信	6 エリアの認知度向上	7 3密防止意識の向上	8 感染防止対策の定着	9 感染防止対策に取り組む店舗の増加		10 エリアの経済活動の再活性化		11 経済活動回復の機運の醸成		12 その他 ()	
1 来街者数増加	2 小売販売額増加																
3 来店者数増加	4 エリアの魅力の向上																
5 エリアのPR・情報発信	6 エリアの認知度向上																
7 3密防止意識の向上	8 感染防止対策の定着																
9 感染防止対策に取り組む店舗の増加																	
10 エリアの経済活動の再活性化																	
11 経済活動回復の機運の醸成																	
12 その他 ()																	
<p>反省点・課題</p>																	
<p>補助対象団体の 今後の活動予定</p>																	

様式第10号 (第13条関係)

収支決算書

実施主体 _____

収入		支出	
エール静岡消費喚起 事業補助金			
自己負担			
計		計	

様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

エール静岡消費喚起事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第12号（第16条関係）

エール静岡消費喚起事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
請求者 代表者の氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けたいので、
静岡市エール静岡消費喚起事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次のとおり関係書
類を添えて請求します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 概算払を受けようとする理由

4 振込口座 銀行名：
支店名：
預金種別： 普通 ・ 当座
口座番号：
フリガナ：
口座名義：

5 添付書類

資金計画書（様式第13号）

様式第13号（第16条関係）

資金計画書

収入

（単位：千円）

科目	予算額	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計											
累計（A）											

支出

（単位：千円）

科目	予算額	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計											
累計（B）											

差引A－B											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 記入欄が足りない場合は、必要に応じて行を追加してください。

様式第14号（第17条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
報告者 代表者の氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費喚起事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円